

財團協調會福岡出張所

第廿八條 加盟団体ニシテ左ノ一ツ*該當スルモノアルトキハ之ヲ
 除名ス

- 一、本規約第二條ノ規定ノ主體、方針ニ背反スル言動ヲナスモノ
- 二、本會議ノ名譽ヲ汚損スル行爲アルモノ
- 三、本會議ノ統制ヲ亂スモノ
- 四、六ヶ月ニ亙リテ故ナク加盟費ヲ納入セザルモノ

第廿九條 本規約ハ委員會三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ變更スル
 コトヲ得

財團協調會福岡出張所

607

11

日本製紙労働組合聯合會年次大會
 一、日時 昭和七年十一月十三日（自午後一時—至午後七
 時三十分）

- 二、會場 八幡市立町三丁目鐵橋本館事務所
- 三、参加者 代議員 八七名 傍聴者 二〇名
- 四、司會者 會長 今岡 與市
- 五、會場に掲げたスローガン（所屬組合旗二五本を立つ）
 - 全従業員は組織の基下に結集せよ
 - 側着三制即時本館納入
 - 団体協約確立
 - 労働立法を制定しよ
 - カークー團結
- 六、開會の辭 會長 今岡 與市
 （會長開會の辭の前、代議員龜井真一郎氏簡單に中央の情